

1

青森県市町村合併推進構想ってなに？

旧合併特例法では、

「市町村の合併の特例に関する法律」（「旧合併特例法」）の下、全国的に市町村合併が進展しました。

	〈平成11年3月末〉	→	〈平成18年3月末〉
全 国 の市町村数	3,232	→	1,821 (▲43.6%)
青森県の市町村数	67	→	40 (▲40.3%)

一方、県内では、合併に至らなかった市町村が23市町村あり、人口1万人未満の小規模町村は12町村（全体の30.0%）とその割合は依然として全国平均（同26.8%）に比べて高い状況となっています。

国では、

平成17年4月1日「市町村の合併の特例等に関する法律」（「新合併特例法」）が施行され、引き続き自主的な市町村の合併を推進するため、都道府県は、国の指針に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めることとされています。

青森県では、

「市町村合併は、市町村の行財政基盤や自治能力の充実強化を図るための有効な手段」であることから、新合併特例法下においても、自主的な市町村合併をさらに推進するため、平成18年10月「青森県市町村合併推進構想」を策定しました。

今後、新合併特例法の期限である平成22年3月まで、この構想に基づき、市町村合併の取組が積極的に推進されるよう支援していきます。



さらに市町村合併を推進するんだね。